

# 高齢者虐待について

長崎市高齢者すこやか支援課

## 法律の正式名称

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」

(平成18年4月施行)

## (成立の背景)

介護保険制度の開始



介護が社会化したことで、それまで見えなかった

高齢者虐待が表面化した

# ◆高齢者虐待の定義

## 養護者による高齢者虐待及び 養介護施設従事者等による高齢者虐待

養護者とは…

日常的に世話をしている家族、親族、同居人  
など高齢者を現にお世話している者

養介護施設従事者等とは…

老人福祉法、介護保険法に定める養介護施設、  
事業所の業務に従事する者

# 高齢者虐待防止法に定める 「養介護施設従事者等」の範囲

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>老人福祉施設</li> <li>有料老人ホーム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>老人居宅生活支援事業</li> </ul>	<p>「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者</p>
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護老人福祉施設</li> <li>介護老人保健施設</li> <li>介護療養型医療施設</li> <li>介護医療院</li> <li>地域密着型介護老人福祉施設</li> <li>地域包括支援センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>居宅サービス事業</li> <li>地域密着型サービス事業</li> <li>居宅介護支援事業</li> <li>介護予防サービス事業</li> <li>地域密着型介護予防サービス事業</li> <li>介護予防支援事業</li> </ul>	

❖(高齢者虐待防止法第2条)

# ◆法で定められていること(抜粋)

- ◆定義（第2条）
- ◆国民の責務（第4条）
- ◆早期発見（第5条）
- ◆養介護施設の設置者・養介護事業者の責務（第20条）
- ◆通報・届出（第21条）
- ◆通報を受けた場合の措置（第24条）

# 早期発見(第5条)

養介護施設など高齢者の福祉に業務上・職務上関係のある団体や従事者等は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない

介護支援専門員やデイサービス、ヘルパーなどのサービス事業所は、家庭の状況を把握しやすい状況にあります。

関係者で情報を共有し、本人を取り巻く環境を把握するようにしてください。

# 養介護施設・事業所の責務(第20条)

- ①養介護施設従事者等へ研修を実施する
- ②利用者や家族からの苦情処理体制を整備する
- ③その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止のための措置を講じる

高齢者虐待の防止・発見・対応の責任は、従事者個人だけではなく、事業所および法人の問題でもあります！

労働環境や研修、教育の機会の見直しを定期的に行ってください

# 通報の義務(第21条)

(一般の方)

身体に重大な危険⇒通報義務

それ以外の場合 ⇒通報努力義務

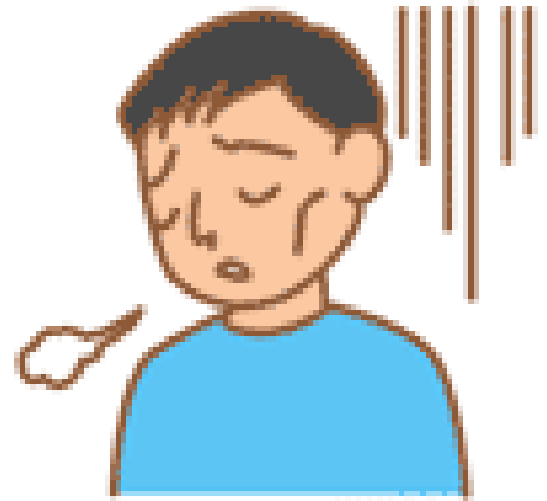
(養介護施設従事者等)

自分で働く施設等で発見した場合は、重大な危険の有無に関わらず、通報義務が生じる。

皆さんには努力義務ではなく通報義務があります。  
発見した際には、勇気をもって通報してください。



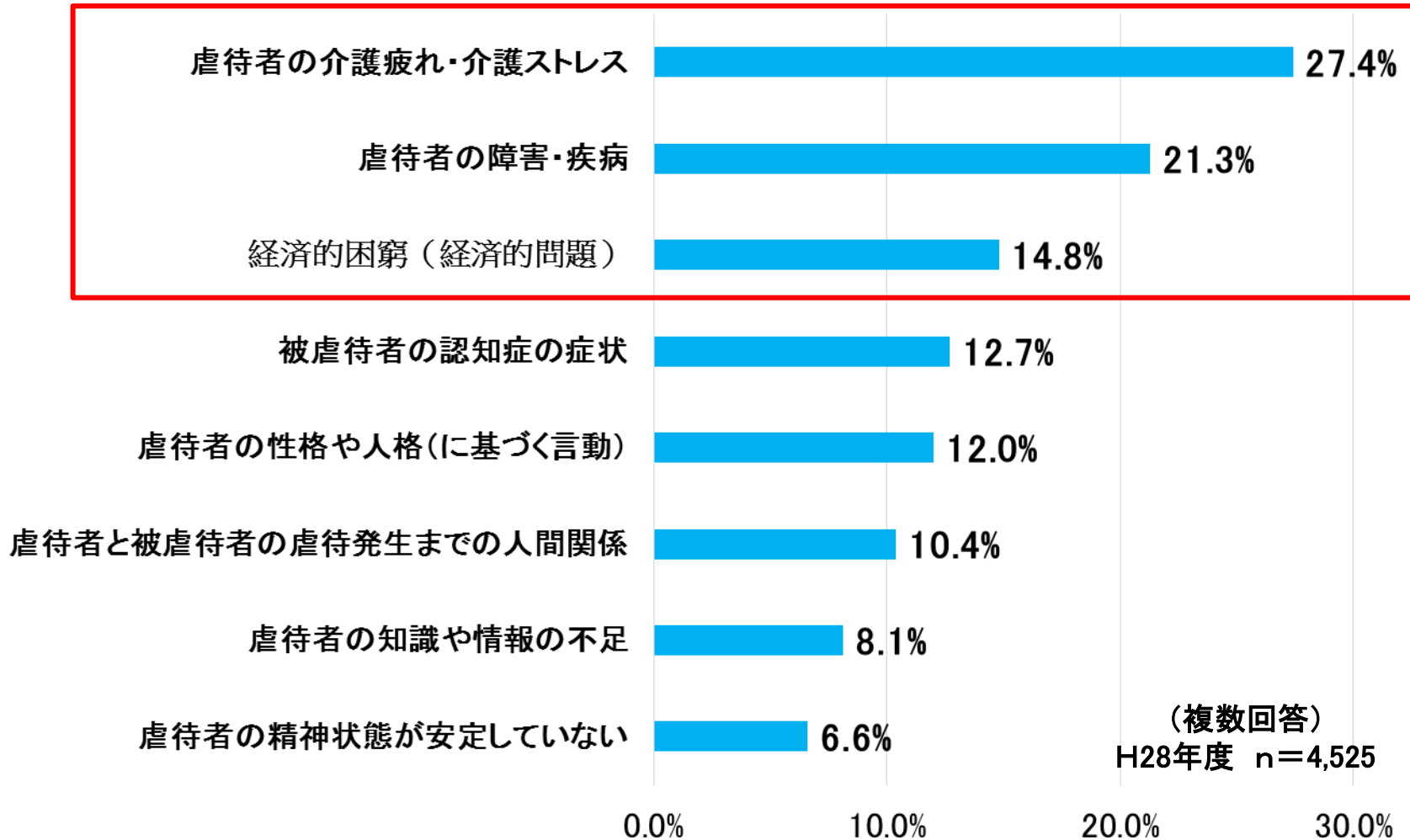
# 高齢者虐待が発生する要因



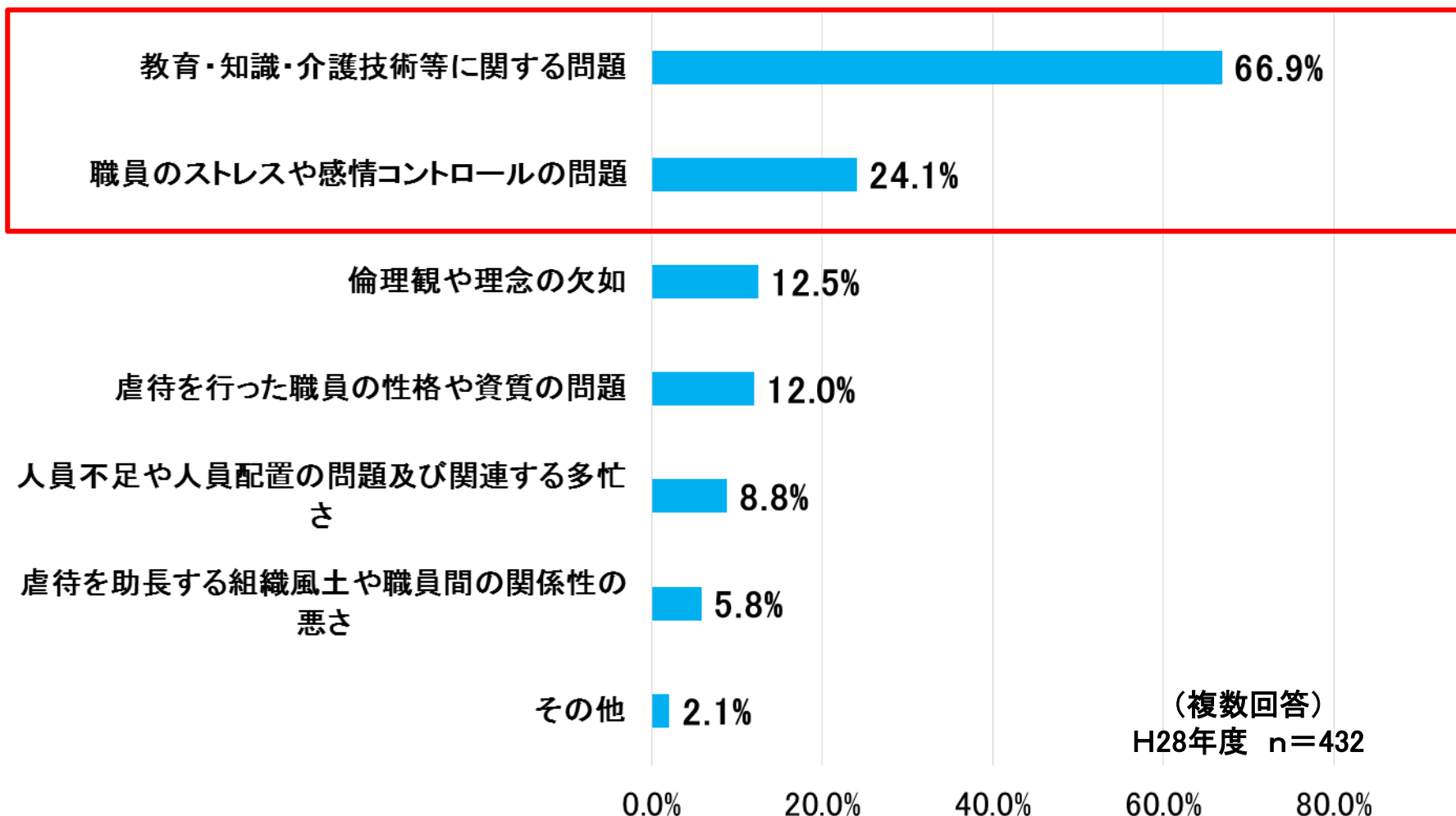
# 高齢者が虐待の事実を訴えにくい理由

- ①自分が虐待を受けていることを認めたくない。
- ②養護者に対して「お世話になっているから」と引け目を感じている。
- ③仕返しされることを恐れている。
- ④何処に相談してよいか分からず、相談することを諦めている。
- ⑤世間体を気にしている。

# 虐待の発生要因（養護者）



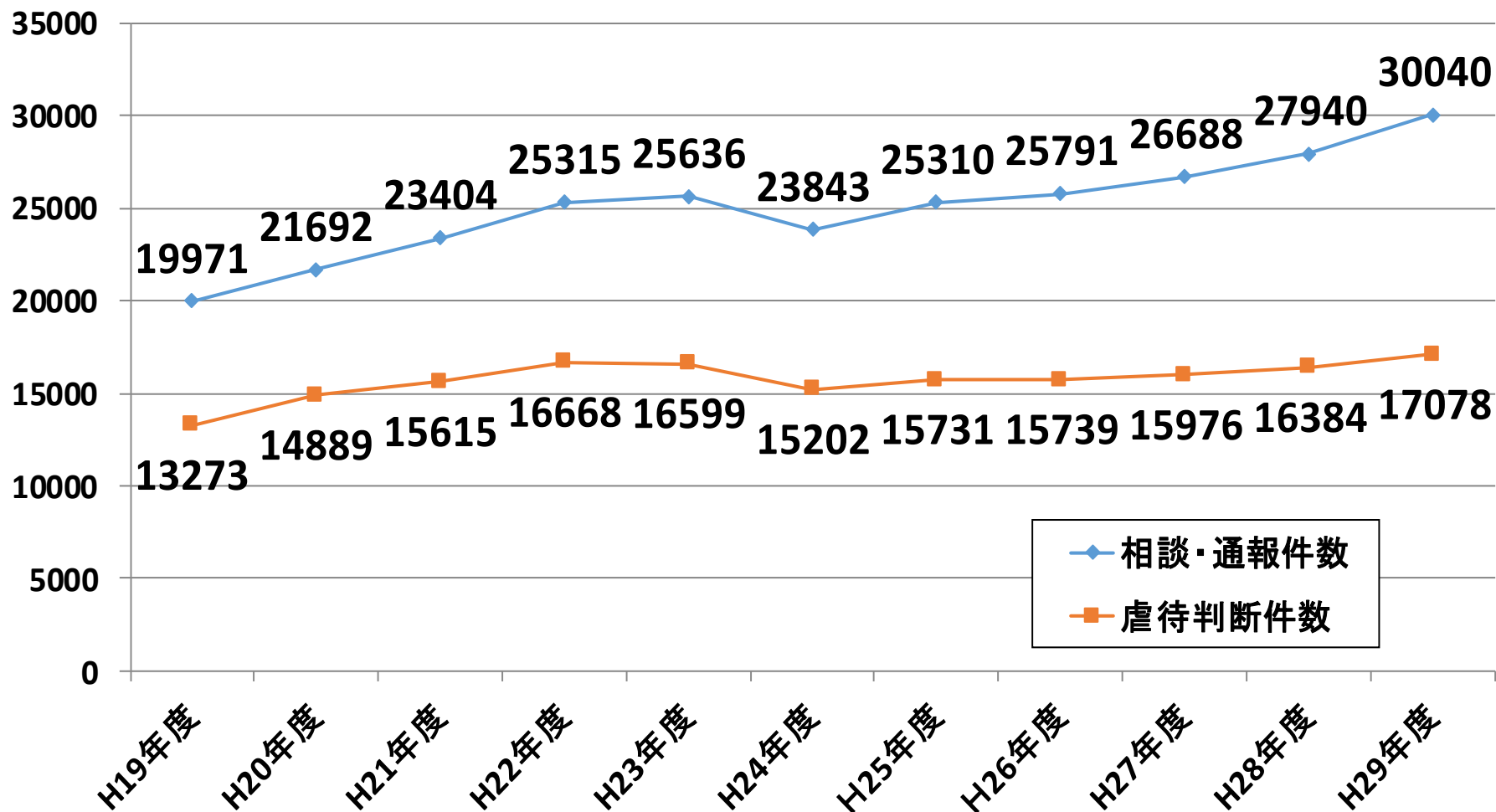
# 虐待の発生要因（要介護施設従事者等）



# 高齢者虐待の実態

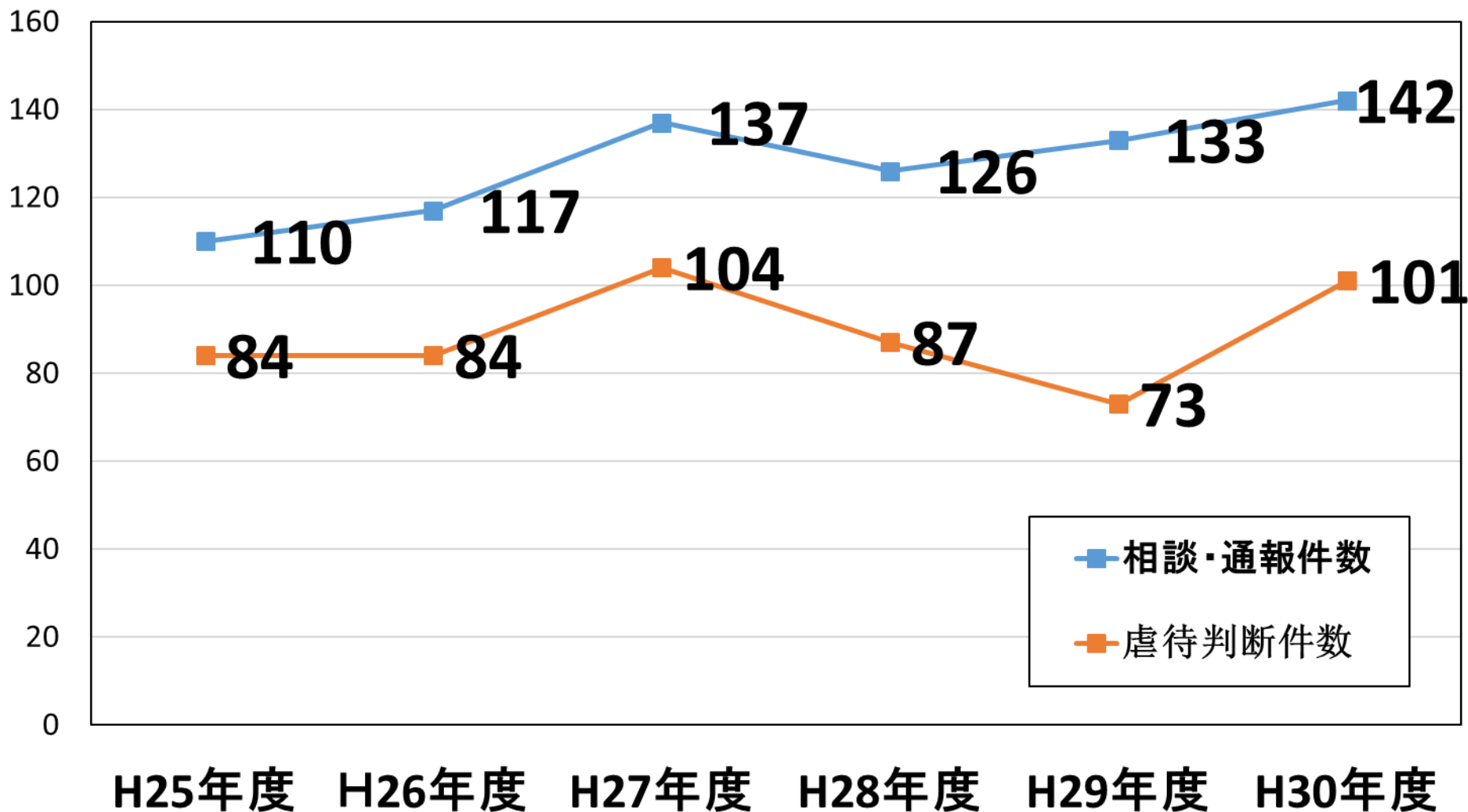


# 養護者による高齢者虐待相談・通報件数 (全国)



平成29年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況などに関する調査結果より

# 養護者による高齢者虐待相談・通報件数 (長崎市)



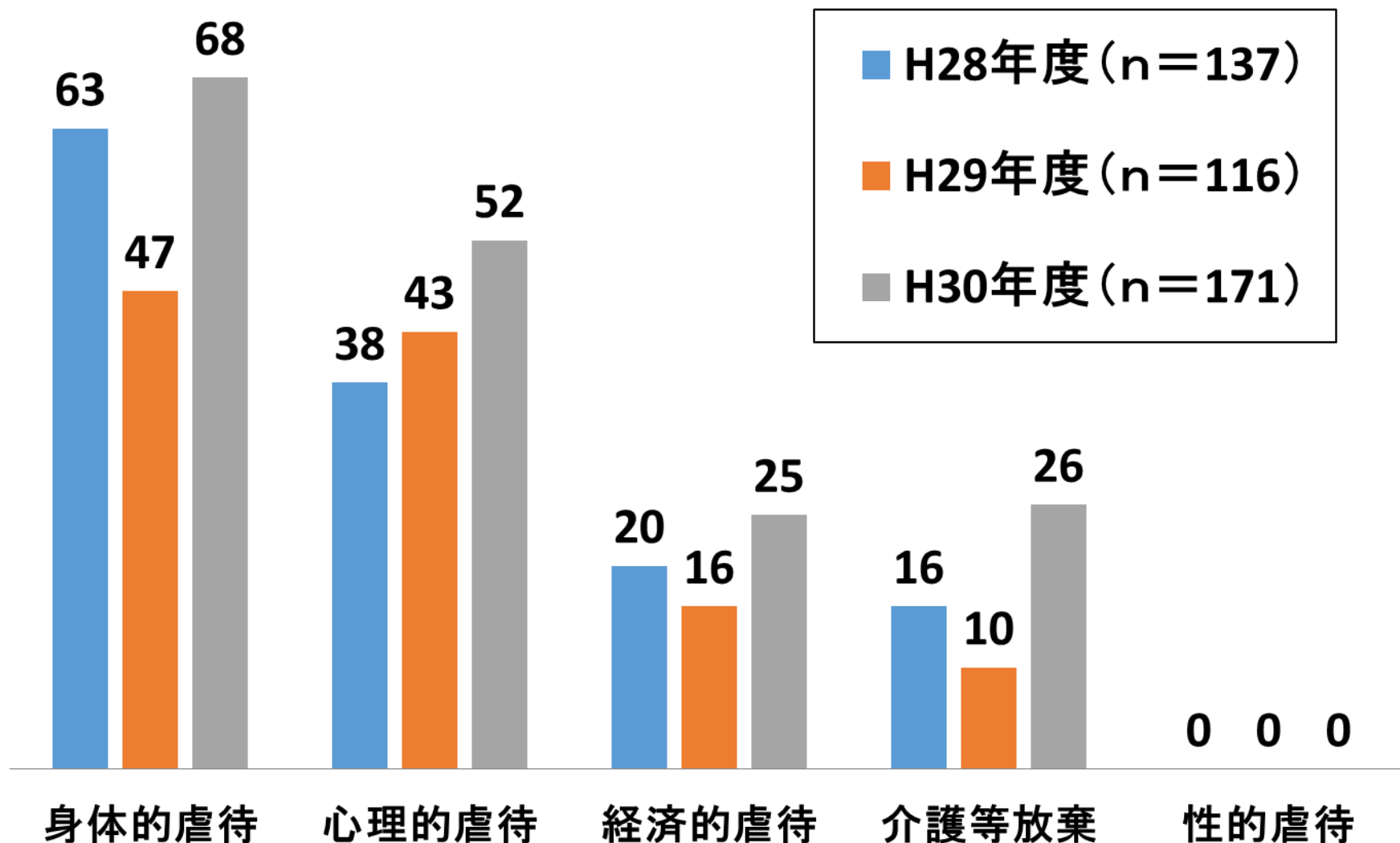
## 相談・通報者の内訳

	1位	2位	3位	4位	5位
長崎市	介護支援 専門員 (41.0%)	家族・ 親族 (18.6%)	警察 (9.6%)	近隣住民 ・知人 (7.0%)	介護保険事 業所職員、 医療機関従 事者 (各5.8%)
全国	介護支援 専門員 (28.1%)	警察 (23.0%)	家族・ 親族 (9.1%)	被虐待者 本人 (7.3%)	介護保険事 業所職員 (6.5%)

※ 長崎市は平成30年度、全国は平成29年度の内訳になります。



## 虐待類型(複數回答)

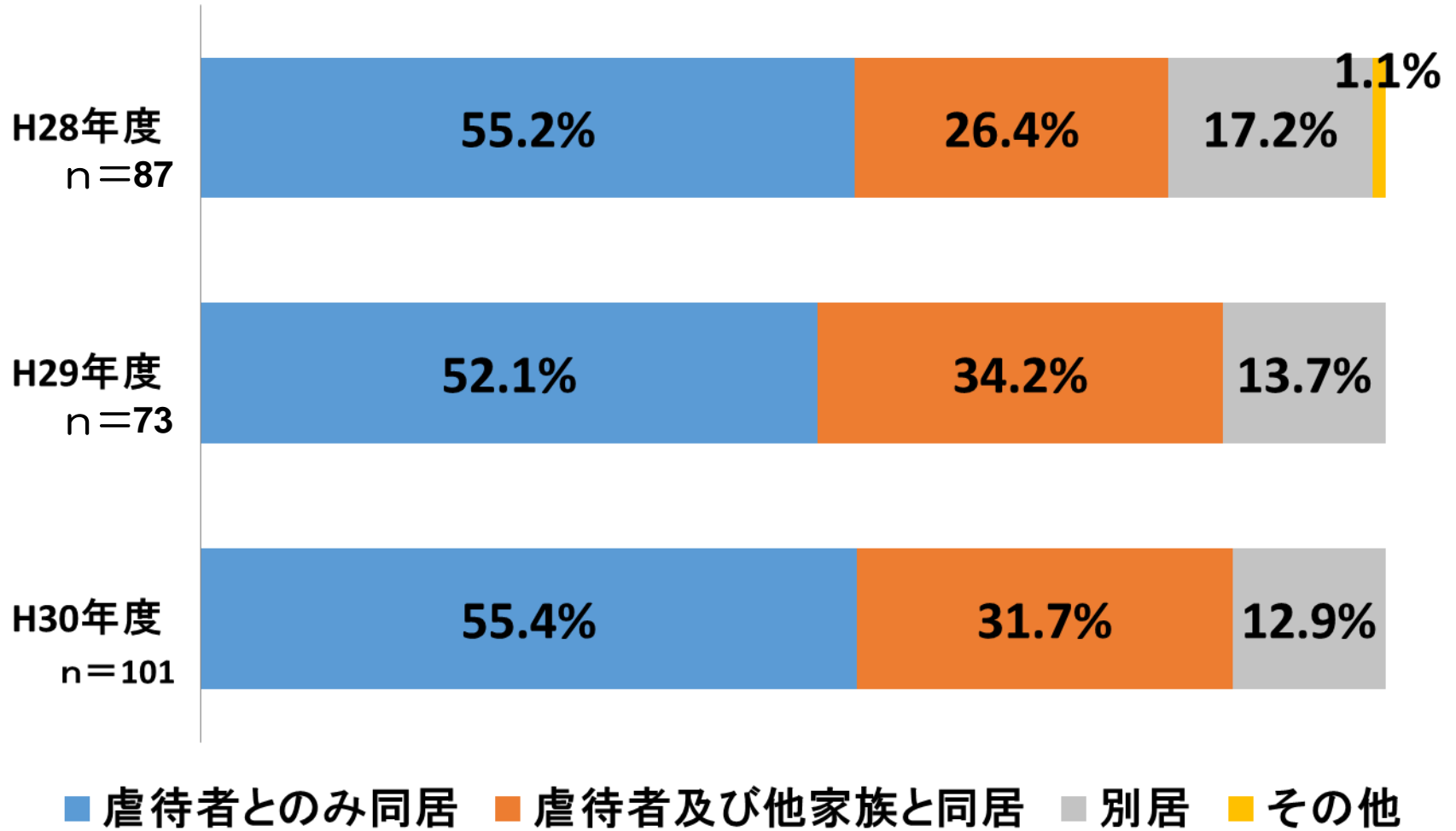


# 虐待類型の重複

## 虐待類型の重複 (n=101)

1種類	47 (46.5%)
2種類	40 (39.6%)
3種類	12 (11.9%)
4種類	2 (2%)

# 虐待者との同別居状況



## 虐待者：続柄の内訳

	1位	2位	3位	4位	5位
長崎市	息子 (34.7%)	夫 (24.8%)	娘 (19.8%)	妻 (7.9%)	その他 (5.0%)
全国	息子 (40.3%)	夫 (21.1%)	娘 (17.4%)	妻 (6.4%)	その他 (4.3%)

※ 長崎市は平成30年度、全国は平成29年度の内訳になります。

「高齢者虐待の要因分析及び高齢者虐待の再発防止に向けた効果的な取組に関する調査研究事業 報告書」(平成31年3月) より

# 虐待事例への対応状況 (n=101)

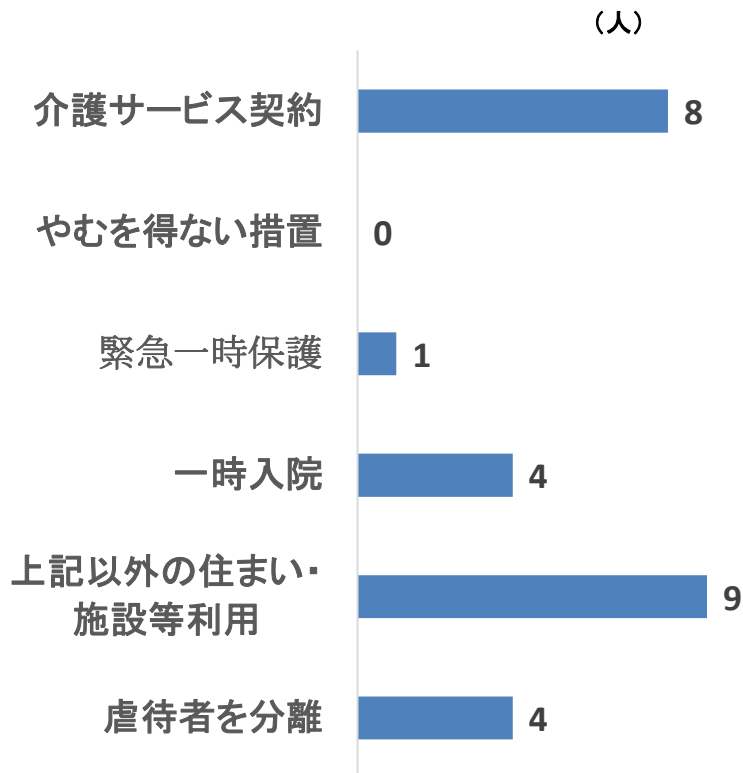
分離 26人

非分離 51人

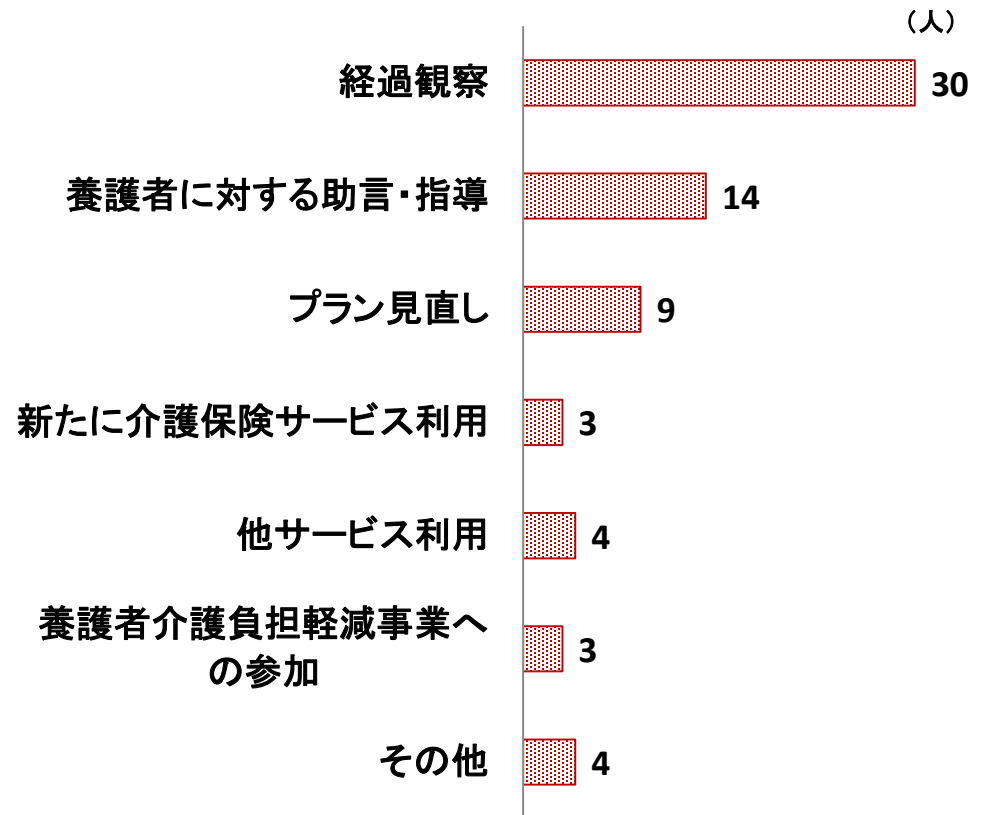
調整中 6人 その他 4人

既に分離 14人

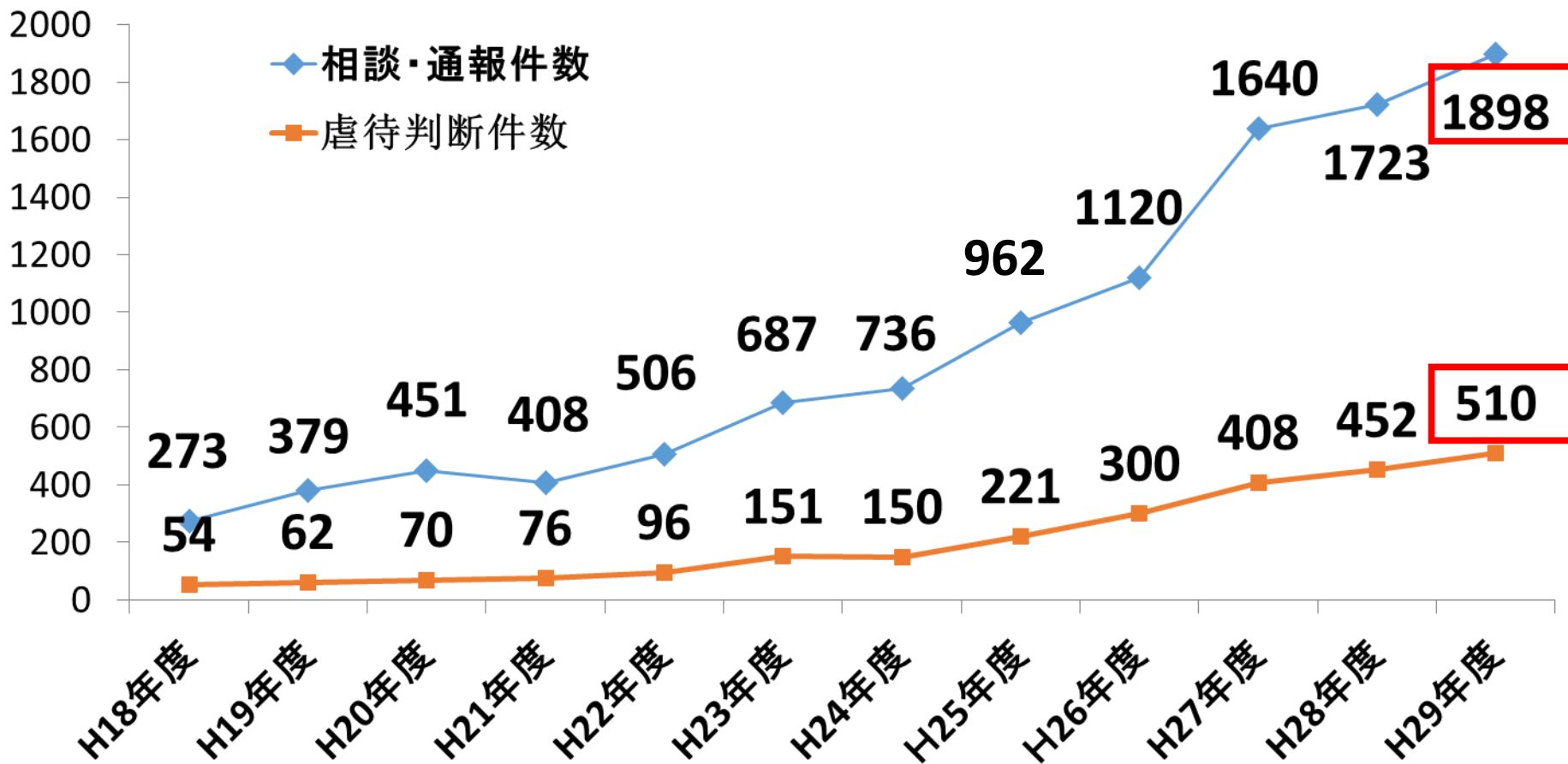
分離26人の内訳



非分離51人の内訳 (複数回答)



# 養介護施設従事者等による高齢者虐待相談・通報件数 (全国)



平成29年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況などに関する調査結果より

# 養介護施設従事者等による 高齢者虐待相談・通報件数（長崎市）

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
相談・通報 件数	5	6	5	8	8
虐待判断 件数	0	1	2	2	4

（虐待判断件数の事業所内訳）

H27年度：ショートステイ

H28年度：特別養護老人ホーム（2件）

H29年度：ショートステイ、デイサービス

H30年度：ショートステイ、グループホーム（2件）、福祉用具

## <身体的虐待>

### 虐待者との生活を望み、サービスの調整などにより継続支援となった事例

78歳女性。息子夫婦と同居。

デイサービス職員が、入浴の際、職員が身体にアザを発見。本人は息子から殴られたことを認め、ケアマネジャーを通じて地域包括支援センターに通報。

食事の時に本人がこぼす、音を立てて食べることに對し長男が怒鳴る。本人は、足が悪い為、息子は、寝たきり防止のためにと独自のリハビリのメニューを自宅で本人にさせるが、本人が従わないと殴る、髪の毛を引っ張るなどの暴力を振るう。息子の嫁は黙認。しかし、本人が一時保護を望まない。

地域包括支援センターが自宅訪問し、家族の思いや介護負担などを確認。

関係者とのケア会議を開催し、デイサービスやショートステイの利用回数を増やすなどのサービスの調整、家族の話の聞き役となり、介護負担の軽減を行う。主治医との連携で過度のリハビリは逆効果であること説明してもらうなど対応。

現在、アザや暴言は減少しているが関係者で連携しながら継続支援を行い、民生委員にも地域での家族への声かけなど見守りをお願いしている。



## <ネグレクト>

### 本人・家族ともに虐待であることを認識していない介護・世話の放棄・放任の事例

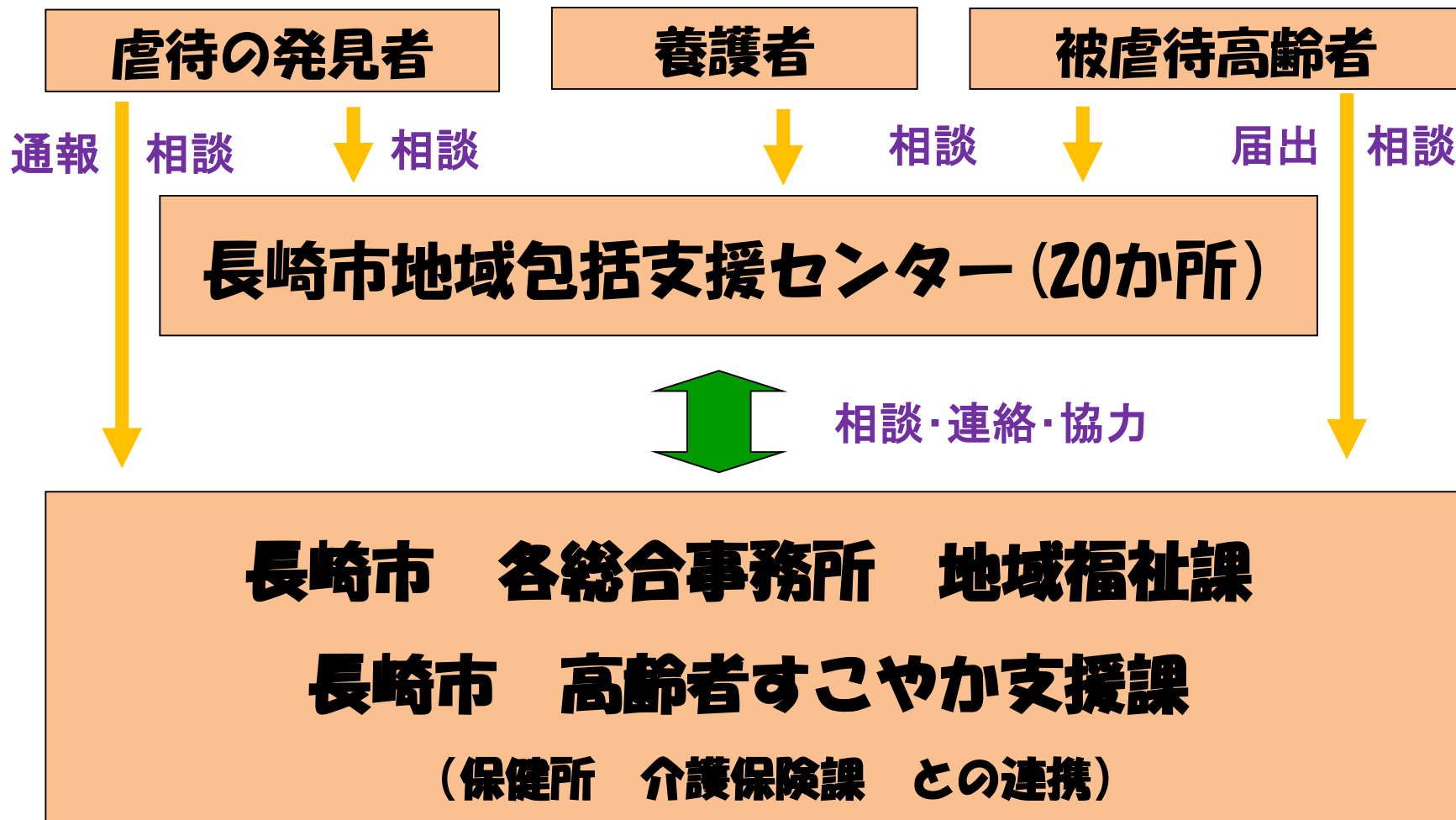
3歳程度の知能である知的障害の64歳の女性。同居している弟嫁が主たる介護者。家業の店が忙しいとのことで、食事は1日に1食から2食しかもらえず、空腹のまま寝ることもある。暖房もない、水道の蛇口の水漏れや割れたガラス窓の修理してもらえない、洗面所の排水ができず使えない等、生活環境が劣悪で、ケアマネジャー・訪問看護師が修理をお願いしても聞き入れてもらえなかった。そのため、対応についてケア会議を開いたが、目に見えた改善が難しかった。

本人は、家族にほとんど無視された状態の生活であるが、たまにやさしい言葉をかけてもらうことに感謝しており、我慢の生活をしている。介護スタッフは、本人も家族も虐待とっていないことから、支援がスムーズに受け入れられないもどかしさを感じている。

# 長崎市の相談・支援体制

# 長崎市の相談・支援体制

## 相談の流れ



事実の確認・調査

## 事実の確認・調査

指導・助言

ケア会議の開催

長崎市高齢者虐待防止  
ネットワーク運営委員会

協力

援助要請

警察署長に援助要請(必要時)

高齢者の住所・居所への立ち入り調査

## 適切な対応策の検討及び支援の実施

- 見守り
- 継続的な支援(相談・訪問)
- 在宅サービスの利用(介護保険サービス、福祉サービス等の利用)
- 施設サービスの利用(短期入所、施設入所)
- 老人福祉法によるやむを得ない事由による措置

## 高齢者虐待の通報・届出・相談は・・・

<b>中央総合事務所</b>	<b>地域福祉課</b>	<b>☎ 829-1429</b>
<b>東 総合事務所</b>	<b>地域福祉課</b>	<b>☎ 813-9001</b>
<b>南 総合事務所</b>	<b>地域福祉課</b>	<b>☎ 892-1113</b>
<b>北 総合事務所</b>	<b>地域福祉課</b>	<b>☎ 814-3400</b>

**高齢者虐待相談電話（高齢者すこやか支援課）**

**☎ 827-6499**

**夜間・休日は市役所代表電話（あじさいコール）へ**

**☎ 822-8888**

相談は・・・**担当地域の地域包括支援センターへ**